

Botero, Juan C., Simeon Djankov, Rafael La Porta, Florencio Lopez-de-Silanes, and Andrei Shleifer (2004), "The Regulation of Labor," *Quarterly Journal of Economics*, vol.119, no.4, pp.1339-1382.

大阪大学大学院 安井 健悟

各国政府は規制という形で労働市場に介入している。この労働規制の程度は国により異なり、規制の程度の違いが各国間の雇用調整の違いをもたらしていると考えられている。それでは、そもそも国によって規制の程度が異なるのはなぜだろうか。この疑問に答えているのがここで紹介する Botero *et al.* (2004) であり、結論から紹介すると、規制が異なる理由は、どのような法体系の起源を持つかという歴史的要因により説明される。換言すると、現行の労働規制は社会的な望ましさとという基準で形成されているわけではないということである。

彼らは、効率理論 (efficiency theory)、政治権力理論 (political power theory)、法圏理論 (legal theory) という三つの理論の妥当性を豊富なデータを用いて検証することにより、上記の結論を導いている。

第1の効率理論とは、制度というものは社会のニーズに応じて最も効率的に設計、調整されるというものである。この考え方のもとでは、労働市場における市場の失敗を矯正するために、各政府は規制という労働市場への介入方法を選択する。規制が効率的であれば、失業の増加、労働力からの退出、地下経済の成長といった本来の意図とは反対の効果が大きくなることはない。

第2の理論である政治権力理論によると、政治権力の外にいる人々から内の人々に資源が移転されるように制度が設計されることになる。この理論は二つの形態を持ち、第1の形態は、選挙に勝った政党が制度をつくるというものである。この場合、左派政権は彼らの政治支持者を利するために、労働者を守る規制を強くする。第2の形態は、利益団体の影響により制度が形成されるというものである。この場合、どの政権であるかに関わらず、労働組合からの圧力により労働規制が導入され、組合の力が強いほど規制も強くなる。

第3の理論である法圏理論では、非常に異なる二つの法の伝統である英米法 (common law) と大陸法

(civil law) の出現と、これらの法体系が、他国への征服、植民地化により世界各国に伝播したことを重視している。重要な点は、たいていの国が基本的な法体系を非自発的に受け入れており、その国にとって法体系は外生的だということである。

イギリスで生まれた英米法は、陪審員による意思決定、独自性が強い裁判官、司法における裁量の重要性に特徴づけられる。英米法は、アングロサクソン系国家や各植民地等に伝播した。ローマ法から発展した大陸法は、19世紀にフランスやドイツの民法典に組み込まれた。大陸法の特徴は、独自性の低い裁判官、相対的に重要ではない陪審員、重要な役割を果たす実質的で手続的な法典 (substantive and procedural codes) である。ナポレオンの征服により、フランス式大陸法は西欧に伝播し、続いて、それぞれの植民地に伝わった。著者等は、英米法とフランス式大陸法に、ドイツ法典、社会主義法、土地固有である北欧の法の伝統を加え、法の起源を五つに分類している。

法圏理論では、法の伝統が異なれば、ビジネスに対する社会的規制の方法も異なると考える。一般的に英米法国家は市場と契約を重視し、大陸法国家と社会主義法国家は規制を重視する。よって、大陸法国家や社会主義法国家では英米法国家よりも労働市場を強く規制するはずである。

著者等は労働規制として、個別的雇用関係を規制対象とする雇用法 (employment law)、集団的行動により雇用主から労働者を守ることを目的とする労使関係法 (collective relations law)、労働者がさらされているさまざまな危険について保険の役割を果たす社会保障法 (social security law) という三つの分野の規制を考えている。1997年における85カ国のデータから、規制の強さについての指標を分野ごとに幾つか作成し、さまざまな変数との関係を実証分析することにより、どの理論が妥当であるかを検証している。主

な結果を紹介しよう。

効率理論を検証するために、失業率、労働力参加率、地下経済の大きさ等のパフォーマンスの指標を用いて、規制による各パフォーマンスへの影響を確認したところ、総じて、規制は良い影響を与えているどころか、悪い影響を与えており、効率理論を支持する材料は得られていない。

次に、効率理論と法圏理論を検討するために、規制の各指標を経済水準と法の起源で説明するモデルを推定した。その結果、経済水準は雇用法と労使関係法に全く影響を与えておらず、裕福な国は市場の失敗も少ないために規制も少ないであろうという効率理論と非整合的なことが示されている。一方、裕福な国であるほど社会保障制度が充実している。そして、法の起源は規制に大きな役割を果たしていることが確認されている。まず、雇用法のすべての指標において、フランス式大陸法、社会主義法、北欧の法の起源を持つ国では、英米法の国よりも規制が強い。また、ドイツ法典を起源に持つ国では、雇用法におけるいくつかの指標で英米法の国よりも規制が強い。さらに、労使関係法については、英米法の国に対して、他のすべての国において規制が強く、社会保障法については、ドイツ法典を起源に持つ国以外は英米法の国よりも規制が強いことも確認される。

同様に、効率理論と政治権力理論を検討するために、説明変数の法の起源を政治変数に置き換えて推定を行っている。政治変数としては、最高行政官と立法府の最大政党が左派志向、もしくは中道志向であるか、労働者利益団体の影響の指標として組合の組織率を用いている。分析の結果、ここでも経済水準は雇用法と労使関係法に影響を与えていないが、社会保障の充実はもたらしている。政府が左派もしくは中道であるほど規制は強く、組合の組織率が高い場合にも規制が強いこ

とが確認されている。このことは政治権力理論の支持を示すものの、推定における政治変数の説明力は、法の起源に比べてきわめて弱い。

最後に、労働市場の規制の程度を経済水準、政治変数、法の起源のすべてで説明するモデルを推定したところ、法の起源の説明力がほとんどを占め、多くの政治変数の影響は消えた。ここでも、英米法の国に比べて他の国の規制が強い。したがって、法の起源は労働規制に対して非常に大きな影響を与えている。

結果をまとめると、効率理論支持の証拠はほとんど見つけられず、政治権力理論の支持材料はわずかにあるが、法圏理論が最も説明力を持つ。つまり、各国間の労働規制の違いは、どのような法の起源を持つかという、単なる歴史的要因によるものだと結論づけられている。

法圏理論によると、ある活動を規制する社会は、その活動とは関係ない活動をも規制する傾向を持つ。著者等の先行研究では、フランス式大陸法国家では、新規企業の参入、司法手続における規制が英米法国家よりも強いことが確認されている。先行研究で用いられた参入規制や司法の形式主義の指標と労働規制の指標の相関関係を見ると、参入を規制する国は労働市場においても司法手続においても規制が強いことが確認され、法圏理論と整合的である。

この研究は、社会的な望ましさという基準で現行の労働規制がつくられているわけではなく、市場の失敗を是正するどころか政府の失敗を引き起こすことを実証的に示した点で非常に意義があり、労働市場における規制改革を促す裏付けとなるものである。

やすい・けんご 大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程。日本学術振興会特別研究員。労働経済学専攻。